

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年10月6日)

開催日及び場所		令和5年9月26日(火曜日) 中会議室			
委員		佐々木 優 (税理士) 増谷 康博 (弁護士) 折原 博樹 (公認会計士)			
審議対象期間		令和5年4月1日～令和5年6月30日			
審議対象案件		620件 うち、1者応札案件279件 <div style="text-align: right;">契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件</div>			
抽出案件		16件 うち、1者応札案件10件 (抽出率2.6%) (抽出率3.6%) <div style="text-align: right;">契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)</div>			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 <div style="text-align: right;">契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件</div>	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 2件 <div style="text-align: right;">契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件</div>	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
簡易公募型プロポーザル			該当なし		
標準型プロポーザル			該当なし		
その他の随意契約			0件		

物品・ 役務等	一 般 競 争	8件 うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1 特別な競争参加資格の記載事項は基準があるのか。</p> <p>2 不落・不調による随意契約において、相手方を選定する基準はあるのか。 また、落札率がそれぞれ違うが理由は何か。</p> <p>3 A1、D1の入札執行調書で1回目、2回目に辞退している業者がいるが、何か理由とか特別な事情があるのか。聞きたい理由は、D1で辞退している業者は他の工事で契約しているがA1で辞退した業者は他で契約しているようではないため。</p> <p>4 D1事業の規模が大きく、事業期間もほぼ1年間であるが、年度当初に主な森林の生産事業は決まって、年度途中での入札は数が少ないのか。 また、同じ森林に対して連続して同じ業者が落札している傾向があるのか、地区によっては流動的な傾向</p>	<p>1 資格事項は複数あるが、各署の担当者が記載する資格を1つ選んで記載しているのと同じ事業でも違いがある。</p> <p>2 入札に参加した者を対象に不落随契を行っている。 また、落札率は不落随契においての落札率になっている。</p> <p>3 A1が1回目で辞退している事情は承知していないが、過去の入札では、入札の意思はあったが、配置技術者の調整がつかなかったことで辞退することもあると聞いたことがある。 また、辞退後、他の工事の契約をしていないことについては、他機関の工事の入札に切り替えたことなどが考えられる。</p> <p>4 年度当初に発注は多いが、年度途中でも発注は行っている。規模が大きいものは作業期間を多く確保しなければ事業が達成できないため、年度当初に実施している。 素材生産事業のできる業者がある程度決まっているのと地区ごとに事業を行うので、地区ごとに同じ業者になる傾</p>

	<p>があるのか聞きたい。</p> <p>5 治山工事とそれに伴うコンサルタント業務の入札決定の順番はどうなっているのか。具体的にはA4の治山工事とAA34のコンサルタント業務でたまたま同じ名称の箇所なのかもわからないが、イメージ的には先に測量設計があり工事を行うと思うが期間が被っているので設計ができていなくても工事に着手することがあるのか。</p>	<p>向にある。</p> <p>5 A4とAA34は同じ地区名になっているがそれぞれ別のものであり連動はしていない。なお、工事と測量設計を同時並行で発注することは、例外として災害時の概算発注方式があり、被災後の早期復旧のために測量を進めながら概算で工事を発注し、最後に測量結果で工事の変更契約を行い精算することもある。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。